○国土交通省告示第四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十九年八月二十八日国土交通省告示第千百四十二号福岡都市計画道路事業三・四・十四号松原上西郷線

三　事業施行期間　自平成十九年八月二十八日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十九年八月二十八日国土交通省告示第千百四十二号の事業地のうち福岡県福津市花見が丘一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○国土交通省告示第四十四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定により、平成二十四年十二月二十五日付けをもって、港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者を指定したので、当該指定を受けた者について、同法附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年一月九日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　特例港湾運営会社の商号及び本店の所在地

イ　商号

横浜港埠頭株式会社

ロ　本店の所在地

横浜市中区山下町二番地

二　意見書の処理の経過

意見書の提出なし

三　当該特例港湾運営会社の指定の理由

1　横浜港埠頭株式会社の特定埠頭群の運営の事業の内容は、横浜港港湾計画に適合するものであると認められる。

2　1のほか、横浜港埠頭株式会社は、特定埠頭群の運営の事業に関する適正かつ確実な計画を有するものであると認められる。

3　横浜港埠頭株式会社は、特定埠頭群を運営することについて十分な経理的基礎を有するものであると認められる。

4　横浜港埠頭株式会社の所有する埠頭と特定埠頭群とを一体的に運営することは、特定埠頭群の運営の効率化に資するものであると認められる。

5　以上により、横浜港埠頭株式会社は港湾法附則第二十項各号に掲げる要件を備えていると認められることから、同社を港湾管理者が横浜市である埠頭群を運営する者として指定する。

○環境省告示第一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の五第三項の規定に基づき、廃棄物処理センターの住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十五年一月九日

環境大臣　石原　伸晃

一　名称　財団法人紀南環境整備公社

二　住所

変更前　和歌山県田辺市朝日ヶ丘二十三番一号

変更後　和歌山県田辺市元町二千二百九十一番六

三　事務所の所在地

変更前　和歌山県田辺市朝日ヶ丘二十三番一号

変更後　和歌山県田辺市元町二千二百九十一番六

○中部地方整備局告示第一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月九日

中部地方整備局長　梅山　和成

その関係図面は、平成二十五年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
土岐市泉町久尻字丸石一四八九番一四から同市泉町久尻字丸石一四八九番一まで	前	二七・一八～三二・四メートル	〇〇・〇七七キロメートル
	後	三〇・六三～三二・八一メートル	〇〇・〇七七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○九州地方整備局告示第五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年一月九日

九州地方整備局長　吉崎　収

その関係図面は、平成二十五年一月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
唐津市千々賀字山田川内九〇八番一から同市山田字千田島五一七九番二まで	前	一四・六〇～一四・八四メートル	八七・九三〇メートル
	後	一四・八四～一〇九・二七メートル	〇〇・七三〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○北海道開発局告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年一月九日から一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月九日

北海道開発局長　関　博之

一　道路の種類及び路線名	道路の位置	縦覧場所
一般国道　二百四十三号	北海道網走郡美幌町字古梅から同道川上郡弟子屈町字屈斜路まで	北海道開発局及び同局釧路開発建設部
〃	北海道川上郡弟子屈町字屈斜路から同町字屈斜路まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字屈斜路から同町字屈斜路まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字屈斜路から同町字札友内原野まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字札友内原野から同町字弟子屈原野まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町字弟子屈原野から同町鈴蘭四丁目まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町鈴蘭四丁目から同町日四丁目まで	〃
〃	北海道川上郡弟子屈町朝日四丁目から同町仁多まで	〃